

年金のお知らせ

戸籍年金係 内線333

保険料の納付忘れはありませんか？

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

ご存知ですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、市（区）役所または町村役場、年金事務所にお問い合わせください。

第7回 「遺言書の方式について」

Q遺言には、自筆証書遺言と公正証書遺言があるそうですが、自筆で遺言を作成するのは難しいですか？

A自筆証書遺言は、全文を自分で書きする必要があり、訂正変更をする場合厳格な方式があるなど、面倒な所があります。そして、何よりも難しいのは、自分の書いた遺言が有効なのかどうか判断することだと思います。

Qそれでは、公正証書で遺言を作るメリットはどこにあるのですか？

A公正証書遺言は、法律の専門家である公証人が、遺言者の真意を確かめて正確に文章にまとめ、法的に整理された遺言を作成しますので、遺言が無効になる心配はありません。また、自分で字を書けない方のためには公証人が署名を代書しますし、病気のため外出が不可能な方のためには、公証人が病院等へ出張しますので、自筆で遺言が作成できない方には大きなメリットがあります。

Q公正証書で遺言を作成するには、作成手数料が必要だし、証人2名も必要だと聞きましたが？

Aそのとおりですが、作成手数料については法令で定められていてそれ程高額ではありませんし、証人を用意できない方は、公証役場で手配できます。詳細は、お近くの公証役場にお尋ねください。相談は無料です。

○問合先／札幌法務局江別出張所 ☎ 011-382-2132 HP <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>
札幌司法書士会 ☎ 011-272-9035 HP <http://www.sihosyosi.or.jp/>
札幌土地家屋調査士会 ☎ 011-271-4593 HP <http://www.saccho.com/>

